

広島県農業再生協議会規約

平成16年	3月26日	制定
平成18年	4月7日	改正
平成19年	4月10日	改正
平成20年	4月10日	改正
平成20年1	2月8日	改正
平成21年	2月23日	改正
平成21年	4月14日	改正
平成21年	8月31日	改正
平成22年	4月26日	改正
平成23年	6月14日	改正
平成23年	9月12日	改正
平成24年	5月22日	改正
平成25年	3月19日	改正
平成25年	5月29日	改正
平成26年	2月25日	改正
平成26年	6月5日	改正
平成27年	2月13日	改正
平成27年	5月22日	改正
平成28年	6月10日	改正
平成29年	6月14日	改正
平成30年	6月14日	改正
令和元年	6月13日	改正
令和元年1	1月29日	改正
令和2年	6月11日	改正
令和3年	3月26日	改正
令和4年	2月18日	改正
令和4年	6月14日	改正
令和4年	9月8日	改正
令和5年	3月16日	改正
令和5年	6月13日	改正
令和5年	8月18日	改正
令和6年	3月27日	改正
令和7年	6月20日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、広島県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会の事務所を広島県農業協同組合中央会（広島市中区大手町4-7-3 J Aビル内）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、米の需給調整の推進、地域農業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等〔経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金〕の推進に関すること。
- (2) 収入減少影響緩和対策に関すること。
- (3) 水田活用直接支払交付金〔水活（産地交付金等）、コメ新市場、畑作物産地形成、畑地化促進事業〕に関すること
- (4) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること。
- (5) 肥料価格高騰対策事業に関すること。
- (6) 国内肥料資源活用総合支援事業に関すること。
- (7) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

広島県農林水産局長
広島県農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会広島県本部長
一般社団法人広島県農業会議会長
広島県農業共済組合長理事
広島県農地中間管理機構長

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年度開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当っては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画書に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
 - 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
 - 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

- 第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第22条第3項の事務局長、事務局次長及び次の各号に掲げる者をもって構成する。なお、幹事長は、必要に応じて招集する各組織の関係者を出席させることができる。
 - (1) 広島県農林水産局農水産振興担当部長、農業生産課長
 - (2) 広島県農業協同組合中央会理事、営農組織支援部長
 - (3) 全国農業協同組合連合会広島県本部副本部長、米穀部長
 - (4) 一般社団法人広島県農業会議事務局長
 - (5) 広島県農業共済組合参事
 - (6) 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地管理部長（兼）事業推進課長
 - 3 幹事の中から幹事長を互選する。
 - 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

- 第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる機関の職員をもって構成する。

- (1) 広島県農林水産局
- (2) 広島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会広島県本部
- (4) 一般社団法人広島県農業会議

3 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

4 事務局長及び事務局次長は、第2項の各号の機関の職員の中から会長が任命する。

5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、会務を処理する。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策推進事業費補助金
- (2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費
- (3) 施設園芸等燃料価格高騰対策推進事業費補助金
- (4) 肥料価格高騰対策事業費補助金
- (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
- (6) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 県協議会の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 県協議会の事業計画及び収支予算の設定は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を通常総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、通常総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、中国四国農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会は、遅滞なく中国四国農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を経た後、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 県協議会の設立総会における議決事項は、本規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

- 1 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。
- 2 この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

- 1 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。
- 2 この規約の変更は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。

附則

- 1 平成22年産の取組に係る戸別所得補償モデル対策、作付拡大条件不利補正対策、耕畜連携粗飼料増産対策及び自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業については、なお従前の例による。
- 2 この規約の変更は、総会の承認のあった日から施行する。

附則

- 1 この規約の変更は、平成23年9月12日から施行する。
- 2 県協議会は、広島県水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。

附則

- 1 この規約の変更は、平成24年5月22日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成25年3月19日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成25年5月29日から施行する。
- 2 広島県担い手育成総合支援協議会の収入減少影響緩和対策に係る権利及び義務を承継する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成26年2月25日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成26年6月5日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成27年2月13日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成27年5月22日から施行する。
- 2 平成25年産の取組に係る大豆・麦等生産体制緊急整備事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附則

- 1 この規則の改正は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 平成26年産及び平成27年産の取組に係る燃油価格高騰緊急対策事業、攻めの農業実践緊急対策事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、平成30年6月14日から施行する。
- 2 平成27年度の取組に係る稲作農業の体質強化緊急対策事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、令和元年6月13日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、令和元年11月29日から施行する。

附則

- 1 この規定の改正は、令和2年6月11日から施行する。

附則

- 1 この規定の改正は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和4年2月18日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和4年6月14日から施行する。

附則

この規程の改正は、令和4年9月8日から施行する。

附則

この規定の改正は、令和5年3月16日から施行する。

附則

この規定の改正は、令和５年６月１３日から施行する。

附則

この規定の改正は、令和５年８月１８日から施行する。

附則

この規定の改正は、令和６年３月２７日から施行する。

附則

この規定の改正は、令和７年６月２０日から施行する。